

千葉県告示第615号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和2年7月29日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
Granny 千葉中央 千葉県千葉市中央区 村田町1189番地 グランシャルマン1 階B号室	一般社団法人ハッピーライフ 東京都葛飾区東金町一丁目40番4号 金町北口ビル2階 代表理事 赤尾 英子	令和2年 8月1日	1250101654	放課後等デイサービス